

地方財政法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 地方財政法施行令の一部改正

標準財政規模の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこと。（附則第九条から第十五条

まで関係）

第二 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正

市町村に係る地方特例交付金の額の算定及び交付に関する都道府県知事の事務を定める規定等について

所要の規定の整理を行うこと。（第一条及び第二条関係）

第三 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正

早期健全化基準及び財政再生基準の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこと。（附則

第四条から第七条まで関係）

第四 附則

この政令は、令和四年四月一日から施行すること。

政令第 号

地方財政法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行に伴い、並びに地方財

政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第四項第一号及び第五条の四第一項第一号並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号及び第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「平成二十九年度及び」を削る。

附則第十条を削り、附則第十一条を附則第十条とする。

附則第十二条の表第一号イの項中「における」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四

年法律第 号）第三条の規定による改正前の」を加え、同条を附則第十一条とする。

附則第十三条の見出し中「以後」を「及び令和三年度」に改め、同条中「以後の各年度」を「及び令和

三年度」に改め、「当分の間」を削り、同条の表第一号イの項中「における」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第三条の規定による改正前の」を加え、同表第五号の項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」を「地方財政法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第 号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」に改め、同条を附則第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和四年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十三条 令和四年度以後の各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読

及び航空機燃料譲与税		から同条
、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付	付税法第十四条	<p>み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p> <p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条</p>

	第四号		第五号		第二項	基準財政収入額
び分離課税所得割交付金	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金	及び森林環境譲与税 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号） 地方自治法施行令（昭 和二十二年政令第十六号） 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二 条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条 の二の規定により読み替えられた同令	地方自治法施行令第二百十条の十二第二項	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の第二 第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法 におおむね準ずる算定方法により加算した額

及び森林環境譲与税		<p>がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）</p> <p>、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金</p>

附則第十四条の見出し中「令和二年度」を「令和三年度及び令和四年度」に改め、同条中「令和二年度」を「令和三年度及び令和四年度」に、「附則第九条第二項」を「附則第九条第三項」に改める。

附則第十五条（見出しを含む。）中「令和三年度から令和五年度までの各年度」を「令和五年度」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第二条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同条第三号中「第五条第四項」を「第五

条第三項」に改める。

第二条中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正)

第三条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条を附則第七条とし、附則第五条を附則第六条とする。

附則第四条(見出しを含む。)中「令和三年度から令和五年度までの各年度」を「令和五年度」に改め、同条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

(令和四年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第四条 令和四年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二條」とあるのは「附則第十四條の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「第十三條第一号イ」とあるのは「附則第九条第三項及び第十二條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三條

第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

理由

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、標準財政規模の算定における基準財政収入額の取扱い等について、所要の規定の整理を行う必要があるからである。

地方財政法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

一	地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（第一条関係）	1
二	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）（第二条関係）	24
三	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）（第三条関係）	26

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の特例）</p> <p>第九条 地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号。以下「平成三十一年地方税法施行令等改正令」という。）附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた</p> <p>平成三十一年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の特例）</p> <p>第九条 地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号。以下「平成三十一年地方税法施行令等改正令」という。）附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十九年度及び平成三十一年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。</p> <p>2 令和元年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二</p>

年法律第六号) 第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起すことができることとされた地方債(次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。)の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

3 令和二年度から令和四年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起すことができることとされた地方債(次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。)の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

(平成二十九年における標準的な規模の収入の額の特例)

第十条 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十九年における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ

同法第十四条

地方交付税法等の一部を改正する法

(削る)

律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定（同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正前の地方交付税法（第五号において「平成三十年旧地方交付税法」という。）附則第七条の二及び地方交付税法附則第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の

及び航空機燃	から同条	
、航空機燃料譲与税及び交通安全対	<p>第十四条</p> <p>から読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条</p>	<p>地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>

第一号口		第二号		第三号		第四号	
料譲与税	合算額	地方交付税法第十四条	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	同条	同法第十四条	同条	同法第十四条
策特別交付金	合算額から特定交付見込額を控除した額	読替え後の地方交付税法第十四条	地方税法	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
料譲与税	合算額	地方交付税法第十四条	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	同条	同法第十四条	同条	同法第十四条
策特別交付金	合算額から特定交付見込額を控除した額	読替え後の地方交付税法第十四条	地方税法	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
料譲与税	合算額	地方交付税法第十四条	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	同条	同法第十四条	同条	同法第十四条
策特別交付金	合算額から特定交付見込額を控除した額	読替え後の地方交付税法第十四条	地方税法	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
料譲与税	合算額	地方交付税法第十四条	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	同条	同法第十四条	同条	同法第十四条
策特別交付金	合算額から特定交付見込額を控除した額	読替え後の地方交付税法第十四条	地方税法	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条

<p>地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）</p>	<p>地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成三十一年政令第九十号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第六十一号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法施行令等改正令」という。）第六条の規定による改正前の地方自治法施行令等改正令第六十条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十条の十二第二</p>
<p>第二項</p>	<p>自治法施行令第二百十条の十二第二</p>

第十條 (平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例)
(略)

	基準財政収入額 及び地方揮発油譲与税	項 基準財政収入額（平成三十年旧地方交付税法附則第七条の二第二項及び地方交付税法附則第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。） 、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金
--	-----------------------	--

第十一條 (平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例)
 平成三十一年度地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成三十一年度における平成三十一年度地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正す
------	------	--

	<p>る法律（平成三十一年法律第五号） 第三条の規定による改正前の地方特 例交付金等の地方財政の特別措置に 関する法律（平成十一年法律第十七 号）第八条第一項及び地方税法等の 一部を改正する等の法律（平成二十 八年法律第十三号。以下イにおいて 「平成二十八年地方税法等改正法」 という。）第九条の規定による廃止 前の地方法人特別税等に関する暫定 措置法（平成二十年法律第二十五号 ）第三十九条の規定により読み替え られた平成二十八年地方税法等改正 法附則第三十七条の規定による改正 前の地方交付税法第十四条（以下こ の条において「読替え後の地方交付 税法第十四条」という。）</p>
<p>から同条</p>	<p>に読替え後の地方交付税法第十四条 の規定により算定した分離課税所得 割交付金（地方税法（昭和二十五年 法律第二百二十六号）附則第七条の 四の規定により指定都市に対し交付 するものとされる分離課税に係る所</p>

	第一号口		及 び 航 空 機 燃 料 讓 与 税	合 算 額	得割に係る交付金をいう。第三号に おいて同じ。)及び道府県民税所得 割臨時交付金(地方税法及び航空機 燃料讓与税法の一部を改正する法律 (平成二十九年法律第二号)附則第 五条第七項の規定により指定都市に 対し交付するものとされる道府県民 税の所得割に係る交付金をいう。第 三号において同じ。)の交付見込額 (以下イ及び次号において「特定交 付見込額」という。)を加算した額 から読替え後の地方交付税法第十四 条
地方税法(昭 和二十五年法 律第二百二十 六号)	第十四条	地方交付税法 第十四条	、航空機燃料讓与税及び交通安全対 策特別交付金	合算額から特定交付見込額を控除し た額	読替え後の地方交付税法第十四条
地方税法					

第二号	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
から	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
合算額	から	に特定交付見込額を加算した額から
第三号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
同条	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
及び石油ガス 譲与税	及び石油ガス 譲与税	、石油ガス譲与税、交通安全対策特 別交付金、分離課税所得割交付金及 び道府県民税所得割臨時交付金
第四号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
同条	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
及び地方揮発 油譲与税	及び地方揮発 油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対 策特別交付金
第五号	地方自治法施 行令（昭和二 十二年政令第 十六号）	地方交付税法等の一部を改正する法 律の施行に伴う関係政令の整理に関 する政令（平成三十一年政令第九十 号）第二条の規定による改正前の地 方特例交付金等の地方財政の特別措 置に関する法律施行令（平成十一 年政令第九十五号）第二条の規定によ り読み替えられた地方公務員法及び 地方自治法の一部を改正する法律の

<p>第二項</p>	<p>施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第六十一号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法施行令等改正令」という。）第六条の規定による改正前の地方自治法施行令</p>
<p>基準財政収入額</p>	<p>平成二十八年地方税法施行令等改正令第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十条の十二第二項</p>
<p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。</p>	<p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。</p>

(令和元年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十一条 令和元年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)</p> <p>第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。)第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号。以下イにおいて「廃止前暫定措</p>	<p>地方特</p>

(令和元年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十二条 令和元年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における</p>	<p>地方特</p>

<p>及び地方揮発油譲与税</p>	<p>地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金</p>
-------------------	------------------------------

<p>及び航空機燃料譲与税</p>	<p>、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金</p>	<p>から同条</p>	<p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条</p>	<p>から同条</p>	<p>置法」という。）第三十九条又は平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>
<p>合算額</p>	<p>合算額から特定交付見込額を控除した額</p>				

<p>及び航空機燃料譲与税</p>	<p>、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金</p>	<p>から同条</p>	<p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条</p>	<p>から同条</p>	<p>置法」という。）第三十九条又は平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>
<p>合算額</p>	<p>合算額から特定交付見込額を控除した額</p>				

第一号口	地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	第十四条	
第二号	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	地方税法
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第三号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第四号	及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金
	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第六十一号）附則第三項の規定に
	譲与税	特別交付金

第一号口	地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	第十四条	
第二号	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	地方税法
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第三号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第四号	及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金
	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第六十一号）附則第三項の規定に
	譲与税	特別交付金

及び森林環境	基準財政収入額	第二項	
、森林環境譲与税及び交通安全対策	<p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。</p>	<p>地方自治法施行令第二百十条の十二第二項</p>	<p>よる改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令</p>

及び森林環境	基準財政収入額	第二項	
、森林環境譲与税及び交通安全対策	<p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。</p>	<p>地方自治法施行令第二百十条の十二第二項</p>	<p>よる改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令</p>

譲与税

特別交付金

(令和二年度及び令和三年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十二条 令和二年度及び令和三年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号） 第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）
から同条	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付

譲与税

特別交付金

(令和二年度以後における標準的な規模の収入の額の特例)

第十三条 令和二年度以後の各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、次表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）
から同条	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付

第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方財政法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第 号）	第二条の規定による改正前の地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令	譲与税	及び森林環境、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金	譲与税	及び森林環境、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金
				同条	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
第四号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方財政法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第 号）	第二条の規定による改正前の地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令	譲与税	及び森林環境、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金	譲与税	及び森林環境、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金
第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方財政法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第 号）	第二条の規定による改正前の地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令	譲与税	及び森林環境、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金	譲与税	及び森林環境、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金

第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方財政法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第 号）	第二条の規定による改正前の地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令	譲与税	及び森林環境、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金	譲与税	及び森林環境、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金
				同条	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
第四号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方財政法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第 号）	第二条の規定による改正前の地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令	譲与税	及び森林環境、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金	譲与税	及び森林環境、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金
第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方財政法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第 号）	第二条の規定による改正前の地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令	譲与税	及び森林環境、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金	譲与税	及び森林環境、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金

譲与税 及び森林環境 譲与税	控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。
特別交付金	）

(令和四年度以後における標準的な規模の収入の額の特例)

第十三条 令和四年度以後の各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
から同条	に読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読み替え後の地方交付税法第十四条」という。）
	に読み替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得

(新設)

譲与税 及び森林環境 譲与税	控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。
特別交付金	）

第一号口	地方交付税法 第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条		合算額 料譲与税	割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下「額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条
第二号	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号） 同条 同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条		合算額 から	読替え後の地方交付税法第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条
	合算額	合算額から特定交付見込額を控除し		合算額	合算額から特定交付見込額を控除し

	第三号	読替え後の地方交付税法第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条
	同条 及び森林環境 譲与税	読替え後の地方交付税法第十四条 、森林環境譲与税、交通安全対策特 別交付金及び分離課税所得割交付金
第四号	同法第十四条 同条	読替え後の地方交付税法第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条
	及び森林環境 譲与税	、森林環境譲与税及び交通安全対策 特別交付金
第五号	地方自治法施 行令（昭和二 十二年政令第 十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別 措置に関する法律施行令（平成十一 年政令第九十五号）第二条の規定に より読み替えられた地方自治法施行 令（昭和二十二年政令第十六号）附 則第七条の二の規定により読み替え られた同令
第二項	基準財政収入 額	地方自治法施行令第二百十条の十二 第二項
	額	基準財政収入額（地方交付税法附則 第七条の二第二項及び第七条の三第 二項に規定する算定方法におおむね 準ずる算定方法により加算した額が ある場合には当該額に相当する額を

	控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。
譲与税 及び森林環境 及び森林環境 譲与税及び交通安全対策 特別交付金	、森林環境譲与税及び交通安全対策 特別交付金

(令和三年度及び令和四年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十四条 令和三年度及び令和四年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第三項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(令和五年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十五条 令和五年度 における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第三項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(令和六年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十六条 (略)

(令和二年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十四条 令和二年度 における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(令和三年度から令和五年度までの各年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十五条 令和三年度から令和五年度までの各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第三項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(令和六年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十六条 令和六年度以後の各年度における第二十二条の規定による額の算

定に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（市町村に係る地方特例交付金の額の算定及び交付に関する都道府県知事の事務）</p> <p>第一条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第六条の規定により、都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額の算定及び交付に関し、次に掲げる事務を取り扱わなければならない。</p> <p>一 法第四条第一項の規定により総務大臣が決定し、又は変更した地方特例交付金の額を当該市町村に通知すること。</p> <p>二 法第五条第一項又は第二項の規定により交付時期ごとに交付すべき地方特例交付金の額を算定してこれを総務大臣に報告するとともに、当該市町村に通知すること。</p> <p>三 法第五条第三項の規定により地方特例交付金の全部又は一部を国に還付させること。</p> <p>（特別区財政調整交付金の特例）</p> <p>第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令第二百十条の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方特例</p>	<p>（市町村に係る地方特例交付金の額の算定及び交付に関する都道府県知事の事務）</p> <p>第一条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第六条の規定により、都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額の算定及び交付に関し、次に掲げる事務を取り扱わなければならない。</p> <p>一 法第四条第一項の規定により総務大臣が決定し、又は変更した地方特例交付金の額を当該市町村に通知すること。</p> <p>二 法第五条第一項から第三項までの規定により交付時期ごとに交付すべき地方特例交付金の額を算定してこれを総務大臣に報告するとともに、当該市町村に通知すること。</p> <p>三 法第五条第四項の規定により地方特例交付金の全部又は一部を国に還付させること。</p> <p>（特別区財政調整交付金の特例）</p> <p>第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令第二百十条の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方特例</p>

交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項において「特例交付金法」という。）第二条の規定により特別区に交付するものとされる地方特例交付金の額」と、「同法第十四条第一項」とあるのは「特例交付金法第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項」と、「同項及び同条第三項並びに同法」とあるのは「地方特例交付金にあつては同項の地方特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項、特例交付金法第八条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第三項並びに地方交付税法」とする。

交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項において「特例交付金法」という。）第二条第一項の規定により特別区に交付するものとされる地方特例交付金の額」と、「同法第十四条第一項」とあるのは「特例交付金法第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項」と、「同項及び同条第三項並びに同法」とあるのは「地方特例交付金にあつては同項の地方特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項、特例交付金法第八条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第三項並びに地方交付税法」とする。

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）（第三条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（令和四年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第四条 令和四年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二條」とあるのは「附則第十四條の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「第十三條第一号イ」とあるのは「附則第九条第三項及び第十二條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三條第一号ロ」とする。</p> <p style="text-align: center;">（令和五年度 政再生基準の算定の特例）</p> <p>第五条 令和五年度 における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二條」とあるのは「附則第十五條の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「第十三條第一号イ」とあるのは「附則第九条第三項及び第十三條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三條</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（令和三年度から令和五年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第四条 令和三年度から令和五年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二條」とあるのは「附則第十五條の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「第十三條第一号イ」とあるのは「附則第九条第三項及び第十三條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三條</p>

第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（令和六年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第六条 （略）

（令和二年度から令和四年度までの各年度における地方債を起すことができる場合の特例）

第七条 （略）

第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（令和六年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第五条 令和六年度以後の各年度における早期健全化基準及び財政再生基準

の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十六条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（令和二年度から令和四年度までの各年度における地方債を起すことができる場合の特例）

第六条 令和二年度から令和四年度までの各年度における第十三条の規定の

適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。

地方財政法施行令等の一部を改正する政令案 参照条文

目次

一	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）	1
二	地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）	3
三	地方特例交付金等の地方財政措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（抄）	5
四	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（抄）	6
五	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）（抄）	7

○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 （略）

2・3 （略）

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実質公債費比率 政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

二 実質赤字額 当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額

三・四 （略）

5～11 （略）

(地方債についての関与の特例)

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 六 (略)

2 5 7 (略)

○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）

（標準的な規模の収入の額）

第十三条 法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 都 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、都の全区域を道府県とみなして同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、森林環境譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額（以下イ及び次号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項各号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第二号の規定により都が課する税（以下ロにおいて「調整税」という。）並びに同法第七百三十五条第一項の規定により都が課する同法第五条第五項の税の収入見込額から調整税に係る当該収入見込額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した特別とん譲与税の収入見込額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして同条の規定により算定した国有資産等所在市町村交付金の収入見込額の七十五分の百に相当する額の合算額

二 道府県 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から特定収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額及び特定収入見込額の合算額

三 指定都市 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

四 市町村（指定都市を除く。） 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により

算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

五 特別区 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十条の十二第一項及び第二項の規定により算定した普通交付金の額、これらの規定により算定した基準財政収入額からこれらの規定により算定した自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の八十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

（起債許可団体の判定のための実質赤字額の額）

第二十二条 法第五条の四第一項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、第十三条各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該年度の前年度について、当該各号に定めるところにより算定した額（以下この項において「標準財政規模の額」という。）に四十分の一を乗じて得た額とする。ただし、地方公共団体の標準財政規模の額が、五百億円未満二百億円以上の場合にあつては標準財政規模の額に千億円を加えて得た額に百二十分の一を乗じて得た額とし、二百億円未満五十億円以上の場合にあつては標準財政規模の額に百億円を加えて得た額に三十分の一を乗じて得た額とし、五十億円未満の場合にあつては標準財政規模の額に十分の一を乗じて得た額とする。

○ 地方特例交付金等の地方財政の特別措置法に関する法律（平成十一年法律第十七号）（抄）【地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）による改正後】

（地方特例交付金の交付時期）

第五条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額に当該年度の地方特例交付金総額の前年度の地方特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額

2 当該年度の国の予算の成立しないことその他の事由により、前項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 地方公共団体が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けらるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4 （略）

（地方特例交付金の算定及び交付に関する都道府県知事の義務）

第六条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜四 （略）

五 早期健全化基準 財政の早期健全化（地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。）を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて、政令で定める数値をいう。

六 財政再生基準 財政の再生（地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。）を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準の数値を超えるものとして政令で定める数値をいう。

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）（抄）

（早期健全化基準）

第七条 法第二条第五号に規定する政令で定める数値は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

一 実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都 次条第一号イに定める数値に四十分の一を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値

ロ 道府県 八十分の三

ハ 市町村及び特別区 五分の一に当該市町村及び特別区について地方財政法施行令第二十二条の規定により算定した額を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値

二〽四 （略）

（財政再生基準）

第八条 法第二条第六号に規定する政令で定める数値は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

一 実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都 次に掲げる額の合算額を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

(1) 当該年度の前年度の標準財政規模の額のうち地方財政法施行令第十三条第一号イに掲げる額に相当する額に二十分の一を乗じて得た額

(2) 当該年度の前年度の標準財政規模の額のうち地方財政法施行令第十三条第一号ロに掲げる額に相当する額に五分の一を乗じて得た額

ロ 道府県 二十分の一

ハ 市町村及び特別区 五分の一

二・三 （略）